

# 地域共生社会への批判的考察

日本社会事業大学 社会福祉学会評議員  
日 下 公 佑

## 抄録

近年、我が国の社会福祉の動きとして、「地域共生社会」がある。この「地域共生社会」は、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中にスローガンとして位置付けられた。

本稿の目的は、いわゆる「地域共生社会」の危うさを見定めることにある。地域共生社会のコンセプトを確認し、日本型福祉社会論を手掛かりに地域共生社会の源流を考察した。結果、地域共生社会の危うさとして、アンペイドワークを地域住民が行うことによる問題点を確認できた。また、本稿を通して地域住民を福祉の担い手とするならば、地域住民のアンペイドワークを適切に評価し、安定的な制度を作ることを提案した。

## キーワード

地域共生社会、女性のアンペイドワーク、日本型福祉社会論、社会保障、地域福祉

### I はじめに

日本の社会福祉は大きな転換点を迎えているといっても過言ではない。それがいわゆる「地域共生社会」である。本論文の課題は、厚生労働省が提唱している地域共生社会の危うさについて考察することである。以下においては、第一に地域共生社会のコンセプトを整理し(Ⅱ)、第二に日本型福祉社会論を手掛かりに問題点を指摘し(Ⅲ)、第三に地域住民へのアンペイドワークについて考察する(Ⅳ)。このことを通じて、「地域共生社会」には地域住民に対する権利侵害の危険性があることを明らかにしていきたい。

### Ⅱ 地域共生社会のコンセプトについて

#### 1. 地域共生社会のスローガンについて

地域共生社会のスローガンは、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中に以下のように示された。

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。(閣議決定2016:16)

また、これを受けて、厚生労働省は、地域共生社会の具体的な実現に向けて改革を行っており、地域共生社会が求められる背景を次のように示している。

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、人々の暮らしが支えられて

きた。日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などで支援が必要な場合も、地域や家族が主にそれを担っていた。戦後、高度成長期を経て今日に至るまで工業化に伴う人々の都市部への移動、個人主義化や核家族化、共働き世帯の増加など社会の変化の過程において、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まってきた。これに応える形で、疾病や障害・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定し、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきた。(中略) かつての我が国がそうであったように、人生における様々な困難に直面した場合でも、人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる。また、公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる。このような人と人とのつながりの再構築が求められている。

(厚生労働省 2017a : 1-2)

これらの厚生労働省が提唱している地域共生社会のコンセプトを整理すると次のようになる。

- (1) 公的な支援制度は、地域や家族の代替え機能として整備され、充実が図られてきた。
- (2) かつての我が国は、人と人とのつながりで人生における生活課題(疾病や障害・介護、出産・子育て)を支えていた。
- (3) 人生における様々な困難に直面した場合でも、人と人とのつながりや支え合い、そして誰もが役割を持つことにより、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる。

この3つのコンセプトに着目しつつ、それぞれの問題点について詳しく考察していくことにしよう。

## 2. 地域共生社会における実現に向けた法整備について

一番初めに行われたであろう平成29年の法改正について整理し、論点をまとめたい。

平成29年度の法改正、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律は以下の通りである。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者

る者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の促進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第10章 地域福祉の推進

第1節 包括的な支援体制の整備 (新設)

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2

社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次(新設)に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(略)

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各

般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(厚生労働省2017b:地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案135-138)

この法改正について、長上(2018:26-28)は、法改正において「地域住民」に対して今までは理解や協力を得て事業を実施する存在だったにもかかわらず、積極的に課題解決の主体として条文に明記し、課題を把握し解決するのは地域住民の責任であることを明文化したとしており、市町村行政は後方支援であり、「行政責任を地域住民へ転嫁するものに他ならない」と評価している。

特に第106条の3の2の部分に関しては、長上(2018:28)「課題を抱える人の相談にのり、かつ必要な助言などを行い、さらに必要に応じて関係

機関に協力を求めるのは「地域住民」であり、それが円滑にできるような体制を整備するのが「市町村」である」としており、あくまで市町村は後方支援にとどまるとし、看過できないとしている。

一方で原田（2018:19）は、これらの改正のポイントについて、地域住民・社会福祉事業の経営者・社会福祉に関する活動を行うという三者関係としていたのが、公的責任を重視するべきであるとして、第6条2項の条文に行政の責任が記され、「地域福祉の推進が従来の「三者関係」から「四者関係」という新しいステージに移行した」として、「地域福祉の促進にあたっての行政の責務が明記されたのである」としている。

さらに原田（2018:20-21）は、第106条の2で明文化された8050問題を例に出し、ケアマネが介護保険分野のことだけを行い、事業者としてお金にならないからといって、見て見ぬふりは「今後はそれを許さない」と記述している。そして、そのつなげ先として「包括的支援体制」があることを記載している

この法改正に関して上記の通り、「行政の責任」に対する評価が明確に違っている。課題を解決するのが地域住民であり、行政は後方支援に過ぎないと批判がある一方で、地域福祉の促進が行政の責務が明確化されたと評価されている。この2つの意見の問いを考えるうえで重要なポイントは、「誰がどのようにして課題を解決するのか」という問いである。問題解決を地域住民が担うようになると受け止め「行政の責任」を後退していると考えなのか、問題解決をするにあたって、行政が解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の促進のために必要な各般の措置を講ずると「行政の責任」が明記されたと評価するのかである。筆者としては、地域共生社会実現への法律が整備されたことにより、地域共生社会実現への行政の責任は明確化され、逆に地域住民等が行政の責任を問えるようになると思う。何故ならば、地域共生社会実現への重要なプレイヤーは地域住民等であるからである。

また、法改正については、地域共生社会の実

現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（厚生労働省2020:1）にて、「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援」が実施され、より具体的な問題解決に向けての制度が整備されている。しかし、その際にはプレイヤーである地域住民の働きをどのようにして評価するかといった点は触れられていない。

プレイヤーである地域住民等をどのようにして評価するのか、また評価する上での「危うさ」とは何かを節を改めて記述する。

### Ⅲ 地域共生社会の源流としての日本型福祉社会論

さらに考察を進めるにあたって重要なのは、地域共生社会という概念がどこから来たのかを明らかにすることである。

中島（2018:209）によれば、地域共生社会の背景にある「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定は、「アベノミクス新三本の矢を基調とした計画」を示したものであり、その基本的な考え方は経済成長を前提としている。『「一億総活躍社会」の目的は、経済成長であって、『子育て支援や社会保障』、社会包摂による安心、『多様な個人の能力の発揮』はその手段でしかない。』つまり、地域共生社会が由来する文脈は、福祉ではなく、経済成長なのである。

また、長上（2018:29-30）によれば、地域共生社会政策の源流として「日本型福祉社会論」（1979）、原型として「21世紀福祉ビジョン」（1994）、そして原案の提示として「新福祉ビジョン」（2015）がある。なかでも、地域共生社会の政策内容を見るとときに重要なのは、地域共生社会が日本型福祉社会論に遡ることである。

自民党によると「日本型福祉社会」は「個人で自由で安全な生活を保障するさまざまなシステム」からなり、それは①「個人が所属する家族」②「個人が所属する企業」③「市場を通じて利用できる各種のリスク対処システム」④「最後に国が用意する社会保障制度」から

なるとされている。(長上 2018:29)

このように長上(2018:29-30)は、4つの種類のシステムについてふれ、「そこでは、徹底して生活の自己責任原則に基づく自助が強調されていた」とし、いわゆる自助、共助、互助、公助の考え方が完成され、『地域共生社会』政策は、生活自助を基本とする『日本型福祉社会』を源流にしなが、より『共助(助け合い)』に力点を置いた政策といえる」と述べている。

このことは、前述した地域共生社会のコンセプトの(1)と(2)に対応している。生活課題を支えていたのは、最初に個人が所属していた家族、次に企業と市場、最後に国が用意する社会保障システムである。ここには「地域」という言葉は出てきていない。ここで、「個人が所属する家族」とは具体的に誰のことを指しているのだろうか。自由民主党(1979)には次のような記述がある。

社会が納税者の負担によって用意している老人福祉のシステムは、個人(老人の家族たち)がその責任を果たさなくてもすむためにあるのではなく、身寄りがいないとか、例外的な事情で家族に責任を果たす能力がないといった場合の「最後の助け舟」なのである。

(自由民主党 1979:188)

核家族家庭は寝たきりの老親を無条件に引き受けて看護できるほどの「余力」をもっていない。昔の大家族の「イエ」とは違って、今日の「若夫婦プラス幼児二人」の家庭はそれ自体きわめて『脆い』(vulnerable)存在なのである。(自由民主党 1979:189)

老親の親とは、できるだけ同居するというパターンが見られる。こうして家族・家庭による安全保障はかなり行き届いているということが出来る。(自由民主党 1979:193-194)

このような日本型社会のよさと強みが将来も維持できるかどうかは、家族のあり方、とりわけ「家庭長」である女性の意識や行動の変化に大いに依存している。(中略)外で働くことや社会的活動にウェートを移す傾向は今後も続くものと思われるが、それは人生の安全保障システムとして家族を弱体化するのではないか。(自由民主党 1979:194-195)

すでに六〇歳をすぎている母親としても、もはや外で働くことに生き甲斐を見出す年齢ではないから、息子または娘の家庭でしかるべき役割を果たすことができればそれが生き甲斐となるであろう。(自由民主党 1979:205)

すでに見てきたように、三五歳から四〇歳にかけて親と同居している三世代が依然として予想外に多いのも、それなりのメリットがあるからだとみることが出来る。幼児を抱えた核家族や老夫婦だけの世帯、老人の一人暮らしなどは、きわめて「脆い」ものであるから、できるだけメリットをみつけてHとH-1<sup>1</sup>と連結し、あるいは合体して、より安全性の高い家庭をつくるように工夫するのが賢明であろう。(自由民主党 1979:205-206)

以上の引用から読み取れるのは、以下のことである。

- (1) 社会保障は、家族が責任を果たすことができない最後の助け舟である。
- (2) 核家族家庭は、脆弱な存在である。
- (3) 女性が社会保障のシステムの一部に組み込まれている。
- (4) 安全性の高い家族を作り、女性は家庭内で生きがいを見つけるべきと勧めている。

なかでも問題として取り上げるべきは、人生の安全保障のシステムの中に女性を組み込み、外

1 Hは、本人の家庭。H-1は、両親の家庭

で働くことを促進しすぎると、安全保障のシステムが脆弱化するとしており、女性を家庭内に押し込め、女性が生活課題に対応するべきであるという論調である。

その中では、「六〇歳をすぎている母親としても、もはや外で働くことに生き甲斐を見出す年齢ではない」と母親の生き甲斐を勝手に決め、家庭の中で役割を見つけることこそが、生きがいとしている。また、この論調は「日本型社会のよさと強み」とは女性が家庭の中に押し込められ、家庭の中で役割を得ることにこそあるということが読み取れる。また国が女性に生活課題を任せておけばよいと考えているのだとしたら、日本の社会保障システムは女性のアンペイドワーク<sup>2</sup>に頼り切っているといえる。

女性のアンペイドワークについては、男女共同参画白書 2020 年の「家事・育児・介護時間」と「仕事等時間」の推移のデータがある。「家事・介護・育児」の時間は男性よりも女性のほうが多いこと、女性の仕事時間が増加していることは、最近の調査結果を見ても明らかである（男女共同参画局 2020：8）。

また、男女共同参画白書 1998 年においても、労働時間（ペイドワーク）と「家事・育児・介護時間」（アンペイドワーク）の合計時間が女性の方が多（男女共同参画白書（1998：59-60））。

この点について、久場・竹信（1999:35）は、「二重労働」をこなす女性の負担が大きく偏っており、国際的に見ても「極端」であることを指摘している。

日本の男性の極だった労働時間の長さや、社会のあらゆる領域における性差別の根強さがあり、いわばジェンダー不平等をもたらす日本の制度、慣習、政策、そして意識の一切がそこに集約されているといえるのでしょう。

にもかかわらずこれは重要な社会問題だと認識さえされていないのが、日本の現状です。

（久場・竹信 1999：35）

地域共生社会の危うさは、久場・竹信（1995：35）が指摘している「ジェンダー不平等をもたらす日本の制度、習慣、政策」といった批判が地域共生社会にも当てはまることである。日本型福祉社会論は、社会保障費の削減を目的として、女性が行う役割としてのアンペイドワークを利用し、そこに無責任に家事・介護・育児を押し付けてきた。このことは、前述した地域共生社会のコンセプト（3）にも通じる話である。地域の規範によって、アンペイドワークが高まると女性は、2重労働から3重労働になってしまう可能性がある。

地域住民が行うアンペイドワークは、無償労働であり、社会保障費の削減を可能にするものであり、結果的に日本の「極端」なジェンダー不平等の習慣が地域共生社会でも出てくる可能性がある。

#### IV 地域共生社会の中にあるアンペイドワーク

『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部（以下、実現本部）<sup>3</sup>による社会保障概念の矮小化について、芝田（2018:13）は次のように述べている。

社会保障は、地域や家庭が果たしてきた役割の代替なのであろうか。我々が生活している現代社会（資本主義社会）は、生産手段を所有しているもの以外は、賃金労働者であり自らが持てる労働力を売ることによって初めて生活（労働力の再生産）ができる。ただ、賃金は、労働力の価値に対しての対価であることから、個人が抱える生活問題（生活過程に起こる社会問題。具体的には、失業、保育、介護、疾病、障害などから生起する生活困難等）全てを個

2 育児などの無償労働の評価賃金労働など市場で貨幣による評価が行われる労働に対し、家庭内での家事や育児、介護など市場での評価が行われず、無償で行われる労働は無償労働（アンペイド・ワーク）とよばれる。

3 「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ検討する場所具体策の検討を加速化するため、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部（以下「実現本部」という。）を設置した（厚生労働省 2016）。

人で解決できるだけの金額は支払われない。したがって、労働者が生活問題を抱えれば、いともたやすく人が人らしく生きるレベル（健康で文化的な生活）を下回ってしまい、生存権が侵害されることとなる。つまり、社会保障は生活問題を緩和・解決するための制度・政策であり、そのことを通して生存権を保障する機能を有しているのである。改革工程には、この観点が全く欠落している、というよりは意図的に歪曲したと捉えるべきである。つまり、社会保障（改革工程では公的な支援制度等としている）を、家庭や地域の役割の代替制度だとすることで、地域課題解決の責任を地域住民や個人にすり替えることが可能となる。（芝田 2018：13）

このように芝田は、地域課題の問題への国の責任の在り方を説いており、社会保障には、家族や地域の代替え機能ではなく、生存権を保証する機能があるはずであること、実現本部は地域住民や個人に地域課題解決の責任をすり替えていることを指摘している。筆者も同意見である。社会保障が地域住民や個人の代替えであれば、家族や地域にはもともと生存権を保障する力があったことになる。その機能を果たせなくなった原因は、実現本部の指摘している住民の都市部の移動や核家族化を始めとした社会情勢の変化だけではなく、もともと家族や地域には、家族間の相互扶助は別としても、それ以外にはそのような機能を発揮するには限界があるからである。

いわゆる地域にあった「役割」のもともになるのは、家族同士の助け合いであり、女性の役割としてのアンペイドワークがあったからこそ、政府にとって都合の良い福祉力が構成される要素が地域にあったのである。

女性の役割としてのアンペイドワークに頼り切った日本の社会保障システムが限界を迎えたこと、さらにボランティアをはじめとした地域で担

い続けることに対して限界があったからこそ、当事者運動がおり、ヘルパー制度の拡充につながっていったはずである<sup>4</sup>。生活に必要な援助を持続可能にすることこそが制度を作り出すことである。この制度を作り出すことは、当事者の生活を安定させることにほかならない。制度や専門職は当事者と共にその力を増やすことに寄与していかなければならない。

しかし、これらの評価をするには日本においては、不十分であることを久場・竹信（1999：41）は、男女の収入の違いや女性の方がアンペイドワークを担っていることを指摘し「貨幣評価はえてして男性優位の結果」となることを指摘している。

このような観点からも地域共生社会の担い手がアンペイドワークの状態になっているのが本場に正しいか検討するべきである。

役割としてのアンペイドワークは、評価をしない状態で展開し、社会保障の削減が垣間見える以上、さらなる問題点が出てくる。

アンペイドワークの評価の意義として、久場・竹信（1995:36）は、アンペイドワークの評価の意義について以下のように述べている。

時間使用調査等による判定をもとに、経済的（貨幣的・社会的）価値を計測し、そしてこの社会的コストを市場経済に負担させるための新しいシステムやルールを形成することだと規定できるでしょう。（久場・竹信 1995:36）

以上のようにアンペイドワークの評価をすることにより、新しいシステムやルール作りができやすくなっていくのであり、ボランティアから安定的な制度への布石になるはずである。

それを評価せず、家族・地域住民に頼り切ったその地域は、制度を作らず地域住民のアンペイドワークの精神で支援を展開していくことになる。様々な評価軸がある中で、地域住民の機会費

4 山下（2019）

用（失った賃金）と代替え費用（類似の市場サービス賃金）で行い、保障をするべきである。それをせず本来受け取るべき報酬の一部が受け取れないことやそれらのアンペイドワークをしなかった際に、本人の希望を実現する時間について評価しないことは、権利を侵害しているといえる。

さらに、「役割」について考察をしていきたい。

公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができる。このような人と人とのつながりの再構築が求められている。

（厚生労働省 2017：2）

この文章は、前述した地域共生社会の改革工程の文章である。この誰もが役割を持つといったことは、前節で示した通り、地域住民が役割としてのアンペイドワークを押し付けられる可能性があるということである。

また、過剰な役割の強制について、橋川（2021:35）は自治会の班長選びを巡って自殺した知的・精神障害がある男性（当時 36 歳）の両親が、自殺の原因が自治会役員らの言動にあるとして、自治会と当時の役員らに損害賠償を求めたことについて触れ、以下の通りに指摘している。

人格と個性は当然ながらに尊重されるべきであるが、そのことと、地域福祉の推進に参加することはイコールなのであろうか。このことは、一歩間違えれば、先にも触れたように、地域福祉の推進に参加することは当然のこと、ないし参加しない者を地域から排除すべきという同調圧力となって姿を現しかねない。このことが、当事者と言われる人々を苦しめる可能性があることを私たちは平野区の出来事から学ばなければならない。

（橋川 2021:35）

以上のように実現本部のいう支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持つという考えには、地域共生社会の行き過ぎによる同調圧力が逆に排除を生み出すという危険性がある。

この役割という点について、原田（2018:4）は、次のような2つの見方ができるとしている。

「一方的にサービスを受けるだけではなく、すべての人たちに役割をもと」押し付けられるのか「お互いの関係性を大切にして、みんなが自己実現できるような地域コミュニティを目指す」のか。前者は経済成長優先、自己責任論にもつながり、後者は社会保障の充実や相互実現論（自己実現に留まらず相互によりよく生きる相互実現）になる。

（原田 2018:4）

このように原田は、後者の根底にある思想を「相互実現的自立（interdependent）」と呼び、新しい自立観として提唱している。

地域共生社会における「役割」の問題点を指摘しつつ、その可能性について期待を寄せている。筆者の批判した「押し付け」について、原田は、既に別の視点を出し「社会保障の充実や相互実現論になる」としている。原田の指摘している相互実現論（自己実現に留まらず相互によりよく生きる相互実現）を実現するためには、過度な役割の押し付けはあってはならないし、相互によりよく生きるためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながらという考えも重要であるが、それと同時に、過度な役割を強制しないように支援者側が適切に支援に入ること。住民が過度な役割を持たないでいる権利を尊重するべきである。

## V まとめ

以上本論文では、第一に地域共生社会のコンセプトを公的支援は、地域や家族の代替え機能として整備されたとの考え方を示したこと、かつて



日本の生活課題の対応の仕方は、人と人とのつながりで対応していたこと、人生における様々な困難に直面した場合でも、人と人とのつながりや支え合い、そして誰もが役割を持つことにより、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるの3つに整理し(Ⅱ)、第二に日本型福祉社会論を手掛かりに、女性が担ってきたアンパイドワークの役割が地域の役割になるという問題点を指摘し(Ⅲ)、第三に地域住民への役割としてのアンパイドワークについて、適切な評価がされない可能性がある事を考察した(Ⅳ)。

地域住民を担い手とするのであれば、地域住民に任せ続けるのではなく、安定した制度を作り、生活に必要な援助を持続可能にすることである。

しかしながら、これらの提案は、今のところ単なる着想の域を出るものではなく、具体的な実現に向けてさらに考察を深めていくことは、今後

の課題としたい。

## 註

\*本論文は、第61回(2023年)社会福祉研究大会の自主企画、「社会福祉実践～過去・現在・未来」(日下公佑・青木尚人・本田優斗)の以下の発表報告に加筆及び修正を施したものである。

(謝辞) 本論文の作成に当たっては多くの方々からご助言・ご指導を頂きました。学会報告の当日、活発に質問を寄せて頂いたフロアの参加者の皆様、なかでも助言者の日本社会事業大学准教授・黒川京子氏、共同発表者の立教大学社会福祉研究所研究員・青木尚人氏、ならびにNPO法人ほっとポット理事・本田優斗氏には深く感謝を申し上げます。

## <参考文献>

- 閣議決定(2016)「ニッポン一億総活躍プラン」  
<https://warpp.ndl.go.jp/infondljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/plan1.pdf> (2023年6月22日取得)
- 久場嬉子 竹信三恵子(1999)『「家事の値段」とは何か』岩波書店
- 厚生労働省(1996)『厚生労働白書』「第1部 家庭と社会保障 - 家庭の社会的支援のために」[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/05.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/05.pdf) (2023年6月20日取得)
- 厚生労働省(2016)「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部について資料」  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000134707.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000134707.pdf) (2023年7月10日取得)
- 厚生労働省(2017a)『「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】我が事・丸ごと地域共生社会実現本部』  
[https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf) (2023年6月22日取得)
- 厚生労働省(2017b)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-09.pdf> (2023年9月28日取得) 135-138
- 厚生労働省(2020)「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000640392.pdf> (2023年9月28日取得)
- 内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書(1998)「-男女共同参画の現状と施策-」
- 内閣府男女共同参画局 男女共同参画白書(2020)「特集～個人は、家庭は、社会はどう向き合っていくか」  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r02/zentai/pdf/r02\\_tokusyuu.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/pdf/r02_tokusyuu.pdf) (2023年6月22日取得)
- 河野高志(2021)「地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーカーの役割と課題 先行研究の分析を通じた検討」『福岡県立大学人間社会学部紀要』(2023年6月22日取得) 19-38
- 長上深雪(2018)「第1部第1章社会構造の変化に社会福祉政策は対応できるのか」  
村井龍治/長上深雪/筒井のり子編著『現代社会における「福祉」の存在意義を問う』ミネルヴァ書房 12-37
- 中島康晴(2019)『「出逢い直し」の地域共生社会—ソーシャルワークにおけるこれからの「社会変革」のかたち—』(上巻)批評社
- 芝田英昭(2018)「『我が事・丸ごと』地域共生社会が、医療・介護をどう変質させるか」『医療福祉政策研究』1巻(1) 7-21
- 自由民主党(1979)『日本型福祉社会』(研修叢書⑧)自由民主党広報委員会
- 橋川健祐(2021)「地域共生社会政策に対する批判的検討と今後の課題に関する予備的考察」『金城学院大学論集』31-40
- 原田正樹(2018)「第1章地域共生社会の理念とパラダイム」  
公益社団法人日本社会福祉士会編『地域共生社会に向けたソーシャルワーカー—社会福祉士による実践事例から—』中央

法規 2-33

- ・ 山下幸子 (2019) 「介護サービスの制度化をめぐる 障害者たちの運動」『福祉社会学研究』 [https://www.jstage.jst.go.jp/article/jws/16/0/16\\_135/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jws/16/0/16_135/_pdf/-char/ja) (2023年7月11日取得) 135-153